

## 平成 1 7 年 第 1 回

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成 1 7 年 2 月 2 5 日 ( 金 )

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員 ( 1 5 名 )

1 番 千代田区 鳥海隆弘

2 番 中央区 押田まり子

5 番 文京区 東村昭平

6 番 台東区 伊藤萬太郎

8 番 荒川区 菅谷安男

9 番 品川区 松澤利行

1 1 番 大田区 小原直美

1 2 番 世田谷区 穴戸教男

1 3 番 渋谷区 丸山高司

1 4 番 中野区 山崎芳夫

1 5 番 杉並区 今井讓

1 6 番 豊島区 戸塚由雄

1 7 番 板橋区 秦源彦

1 9 番 墨田区 中嶋常夫

2 0 番 江東区 数藤武司

4 欠席議員 ( 8 名 )

3 番 港区 佐々木義信

4 番 新宿区 山添巖

7 番 北区 大畑修

1 0 番 目黒区 石山京秀

1 8 番 練馬区 小林みつぐ

2 1 番 足立区 田中章雄

2 2 番 葛飾区 谷野せいしろう

2 3 番 江戸川区 八武崎一郎

5 出席説明員

副管理者 高橋久二

副管理者 志村啓文

監査委員	山本仁衛
総務部長	保持眞二郎
施設管理部長	高橋幸雄
処理技術担当部長	伊東和憲
施設建設部長	程塚繁
建設推進担当部長	薬師寺史良
総務課長	銀林謙一
職員課長	勢古勝紀
財政課長	大塚善彦

#### 6 出席議会事務局職員

事務局長	鈴木基之
事務局次長	辻本将紀
書記	飯田操
同	下川原孝

#### 7 議事日程

日程第 1	会期決定について
日程第 2	一般質問について
日程第 3	議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
日程第 4	議案第 2 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 11 号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約
日程第 9	議案第 6 号 平成 16 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第 1 号)

- 日程第 1 0 議案第 7 号 平成 1 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 日程第 1 1 議案第 8 号 平成 1 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 北清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 大田清掃工場第二工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第 1 4 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について

#### 8 追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 追加日程第 2 議案第 2 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 5 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 6 議案第 1 1 号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約
- 追加日程第 7 議案第 6 号 平成 1 6 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第 1 号)
- 追加日程第 8 議案第 7 号 平成 1 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 追加日程第 9 議案第 8 号 平成 1 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 追加日程第 1 0 議案第 9 号 北清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

- 追加日程第 1 1 議案第 1 0 号 大田清掃工場第二工場飛灰搬出設備整備工事  
請負契約の締結について
- 追加日程第 1 2 運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会（午後2時00分）

押田 まり子議長 ただいまから平成17年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第112条に基づき、私より、12番 宍戸教男議員、14番 山崎芳夫議員を指名いたします。

ここで、高橋副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋副管理者。

高橋 久二副管理者 副管理者の高橋でございます。管理者が欠席のため、私から平成17年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまことにありがとうございます。また、本組合の運営について、日頃のご理解とご協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、この第1回定例会には11件の議案を提出いたします。その内訳は、平成17年度一般会計予算をはじめとして、予算案件3件、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定など、条例案件5件、大田清掃工場第二工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結など、契約案件2件、並びに清掃協議会の規約の変更1件でございます。よろしくご審議賜りまじょうお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

押田 まり子議長 以上で副管理者のあいさつは終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

鈴木事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成17年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上の3件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、

内容の朗読を省略させていただきます。

なお本日、欠席の届けがありました議員は8名でございます。

以上でございます。

押田 まり子議長 次に、例月出納検査の報告が監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長 お手元に平成16年11月、12月の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

押田 まり子議長 日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 日程第1 会期決定について

押田 まり子議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 日程第2 一般質問について

押田 まり子議長 質問の通告がありますので、これを許します。

20番 数藤武司議員。

数藤 武司議員 清掃事業については、平成12年度に東京都から23区に移管が行われ、23区では収集運搬を、23区が共同で設置した清掃一組が中間処理の役割を担い、ほぼ5年が経過いたしました。収集運搬においては、各区とも創意工夫を図り、きめ細かな区民サービスと効率的・効果的な事業を展開しております。

一方では、中間処理にかかる清掃一組の運営経費は、23区からの分担

金であり、当然のことながら区民の税金によって負担をされております。

そこで清掃一組の財政運営について、この平成17年度までの6年間で総括すると、どのように評価をできるのか、お伺いをしたいと思います。

押田 まり子議長 保持総務部長。

保持 眞二郎総務部長 12年の区移管以降の本組合の財政運営につきまして、どのように総括するのかとのご質問にお答え申し上げます。

清掃一組でございますが、都区制度改革以降、清掃事業のうちのごみの中間処理を23区が共同で実施いたしますために、平成12年4月に設立されたところでございます。来年度、平成17年度予算が6回目の予算編成となるところでございますが、この間、一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、施設整備を着実に推進いたしますとともに、安全で安定的かつ効率的な中間処理を確保してきたところでございます。

また、財政運営におきましては、区長会から示された抜本的改革の基本方向を踏まえまして、工場運営のアウトソーシングや、組織の見直しによりまして職員の削減に取り組んで、厳しい財政状況の中でご負担をいただいております23区からの分担金を、可能な限り抑制するように努めてまいったところでございます。

今後、17年度に向けまして、公債費、それから施設運営費等の増加が見込まれますことから、それに対応するために本議会、それから23区区長会のご理解をいただきまして、平成14年2月に財政調整基金を設置いたしまして、繰越金や契約差金などの不用額をこの基金に積み立てまして、後年度の財源確保に努めてまいったところでございます。その結果といたしまして、今年度、それから来年度の予算におきましては、財政調整基金からの繰り入れを行って、財源対策を行ったところでございます。とりわけ来年度予算案におきましては、財政調整基金から75億円の大幅な繰り入れを行って、特別区分担金の増額を極力抑制をし、平準化に努めたところでございます。したがって、平成12年度から平成17年度までの財政運営を総括いたしますと、この6年間の財政需要等の見通しを踏まえ、歳出の削減や財政調整基金の活用によりまして、現行財調で算定されております本組合の分担金の額に比べまして、各区から実際にご負担をいただいております分担金の額を低く抑制することができましたことなど、計画的な財政運営が基本的には図

れたものと考えているところでございます。

以上でございます。

押田 まり子議長 20番 数藤武司議員。

数藤 武司議員 この6年間は計画的な財政運営が図られたということであるが、平成17年度以降の財政運営を考えると、公債費や施設運営経費の増加などにより、各区分担金の増加が懸念されるところです。今後の清掃一組の財政運営の見通しと、その対応についてご答弁をお願いいたします。

押田 まり子議長 保持総務部長。

保持 眞二郎総務部長 本組合の今後の財政運営についてのご質問にお答え申し上げます。

ただいまご指摘いただきましたように、今後すべての清掃工場、灰溶融施設が稼働いたしまして、清掃工場等の運営費が増加してまいります。また、組合債の元金償還が順次開始となりまして、公債費が増加する状況でございます。平成17年度予算案におきましては、そのような歳出の増加に対応いたしまして、財政調整基金を、ただいま申し上げましたように、積極的に活用いたしまして、特別区分担金の抑制に努めてきたところでございます。しかしながら、平成18年度以降の財政運営におきましては、公債費や施設運営費がさらに増加が見込まれます中で、この財政調整基金の活用によります特別な財源対策だけでは限界があるものと認識をしてございます。したがって、平成18年度以降の本組合の財政運営におきましても、抜本的な改革の方向を踏まえまして、アウトソーシングをはじめといたします運営費や人件費など、さらに効率的・効果的な事業運営に引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、本組合におきましては、現行の都区財調に反映されていない灰溶融施設運営経費、それから組合債の元利償還金の増加など、財源配分上の課題もあるものと心得ております。これらの経費が平成18年度以降もさらに増加する中で、各区分担金を実質的な負担増とならないように、区側の財源配分に適切に反映することが必要でございます。したがって、都区間の財源配分上の課題でございます、都に留保されております清掃関連4経費の財源を、区側の切実な需要に見合った財源といたしますために、私ども一組といたしましても、23区と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

押田 まり子議長 よろしいですか。

ほかに発言の通告がありませんので、以上で一般質問を終結いたします。

次に、日程第3から日程第8までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

- 日程第3 議案第 1号 東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 日程第4 議案第 2号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第 3号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第 4号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第 5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第11号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約

押田 まり子議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第1号から議案第5号及び議案第11号につきまして、提案理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

まず議案第1号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を公表することにより、その公平性・透明性を高めることを趣旨とするものでございまして、23区と同様、一組におきましても条例の制定が必要となるため提案するものでございます。

次に、議案第2号 常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。常勤副管理者及び収入役の給料月額につきましては、各区の厳しい財政状況や相次ぐ特別職の給与抑制などに鑑み、平成17年3月まで、約3%を引き下げる特例条例を施行中ございま

す。今回この適用期間を平成18年3月分まで1年間延長するものでございます。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。技能系人事制度の改正に伴い、新たな業務職給料表を制定するものでございます。内容は、現行1・2級を統合し新1級とし、これを新1級職の級にいたします。それから現行3級を新2級とし、技能主任の職にいたします。現行4級を新3級とし、技能長職の級にいたします。新4級を新設しまして、統括技能長の級とするものでございます。この給料表の適用年月日は平成17年4月1日とし、この改正によりまして、行政職給料表(二)の適用を受ける業務職職員の職務の級を切り替えるものでございます。

次に、議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。18年度身分切替となる清掃業務に従事する職員等に適用する勤務条件について、合意内容に沿って条例化を図るため、その改正を提案するものでございます。

次に、議案第5号 職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例の一部を改正する条例でございます。地方公務員災害補償法の一部が改正され、「職員」の定義に「一般地方独立行政法人に常時勤務することを要する者」が追加されました。このため、本条例第1条中の職員の定義を「常時勤務に服することを要する地方公務員」に限定するため提案するものでございます。

次に、議案第11号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約でございます。本案は、清掃協議会事務所の自治会館への移転に伴い事務所の位置を変更するため、地方自治法第252条の6の規定に基づき協議会規約を変更するものでございます。今回変更する規約は、各区議会及び清掃一組議会の議決を経た後、都知事の許可を得て平成17年6月27日から施行することとしております。

以上がこれらを提案いたしました理由及び内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

押田 まり子議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第 9 から日程第 13 までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 9 議案第 6 号 平成 16 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 10 議案第 7 号 平成 17 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第 11 議案第 8 号 平成 17 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

日程第 12 議案第 9 号 北清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

日程第 13 議案第 10 号 大田清掃工場第二工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

押田 まり子議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第 6 号から議案第 10 号につきまして、提案理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第 6 号 平成 16 年度一般会計補正予算についてでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成 17 年度に予定しておりました国庫補助対象事業の前倒しにかかる予算を計上するとともに、今後の財政運営上の財源対策を図るための財政調整基金への積立てなどでございます。

お手元の平成 16 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第 1 号)をご覧くださいと存じます。

3 ページをお開き願います。

まず、予算総則でございますが、第 1 条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 54 億 1,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 881 億 500 万円と定め、その款項の

区分ごとの金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を、第2表 繰越明許費のとおり定めるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございます。変更について、第3表 債務負担行為補正のとおり定めるものでございます。

第4条は、組合債の補正でございます。変更、廃止について、第4表 組合債補正のとおり定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

第1表は、歳入歳出予算補正の款・項の区分ごとの金額でございます。歳入歳出とも、補正額は54億1,300万円の増額で、補正後の予算額は881億500万円となり、補正前の額に対しまして6.5%の増となっております。

補正内容の主な点につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第2款 使用料及び手数料につきましては、持ち込みごみ等の実績減によりまして12億1,900万円を減額するものでございます。第3款 国庫支出金は、45億2,475万4千円の増額でございます。これは葛飾清掃工場プラント更新事業等につきまして、国からの要請により補助対象事業の一部を前倒し実施すること等により、国庫補助金を増額するものでございます。第7款 繰越金は、前年度からの繰越金と当初予算計上額との差、19億5,059万4千円を増額するものでございます。第8款 諸収入につきましては、有価物売払収入等の実績増により7億1,313万7千円を増額するものでございます。第9款 組合債は、国庫補助事業の前倒しに伴う増額と、契約実績等に基づきまして、差し引き5億6,800万円を減額するものでございます。

次に右5ページの歳出でございますが、第3款 清掃費は、2億9,011万2千円の減額でございますが、これは第1項 清掃費につきまして、職員費及びその他の経費の年度末までの執行見込額を精査し、19億4,592万1千円を減額する一方、第2項 施設整備費については、国庫補助事業の前倒し実施等によりまして、16億5,580万9千円を増額したことによるものでございます。第4款 公債費は、23

億 6 , 2 4 2 万 1 千円の増となっておりますが、これは特定資金公共投資事業債の一括償還にかかる繰上げ償還費を増額補正することが主なものでございます。第 5 款 諸支出金は、3 4 億 7 , 4 9 1 万 8 千円を財政調整基金積立金に積立て、平成 1 7 年度以降の財源対策に努めたところでございます。

次に、6 ページをお開き願います。第 2 表 繰越明許費は、葛飾清掃工場プラント更新事業を含む 3 事業につきまして、年度内の執行が困難な事業費 8 0 億 5 , 8 0 0 万円余を翌年度に繰り越すものでございます。また、下段の第 3 表 債務負担行為補正は、大田清掃工場第二工場飛灰搬出設備整備事業の整備内容の変更等によりまして、限度額を変更するものでございます。

右の 7 ページをご覧ください。第 4 表 組合債補正でございます。上段の変更につきましては、国庫補助事業の前倒し実施等による組合債の増額と、その他契約実績等により 1 3 件の変更と 1 件の廃止を行うものでございます。

続きまして、議案第 7 号 平成 1 7 年度一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の平成 1 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算をご覧くださいと存じます。

3 ページをお開き願います。予算総則でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 0 8 億 1 , 6 0 0 万円と定め、その款項の区分ごとの金額を、第 1 表 歳入歳出予算のとおり定めるものでございます。

第 2 条は、地方自治法第 2 1 4 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間、限度額について、第 2 表 債務負担行為のとおり定めるものでございます。

第 3 条は、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を、第 3 表 組合債のとおり定めるものでございます。

第 4 条は、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による、一時借入金の借入れの最高額を 2 0 0 億円と定めるものでございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

第1表は、歳入歳出予算の款・項の区分ごとの金額でございます。歳入歳出の各合計欄にありますとおり、平成17年度の予算額は、それぞれ908億1,600万円で、前年度当初予算に比べまして、81億2,400万円、9.8%の増となっております。平成17年度予算におきましては、施設整備費や公債費が大幅に増加する中で、財政調整基金を積極的に活用し、予算編成を行ってまいりました。

それでは主な内容につきまして、前年度予算と比較して説明申し上げます。

左4ページの歳入の主な内容でございますが、第1款 分担金及び負担金の予算額は、390億219万7千円でございます。このうち各区からいただきます特別区分担金は、第1項 分担金の390億178万3千円でございます。前年度と比べまして3億834万9千円、0.8%の増となっております。第2款 使用料及び手数料は、持ち込みごみにかかる廃棄物処理手数料等で149億8,497万6千円となっております。第3款 国庫支出金は、77億8,617万円で、これは廃棄物処理施設整備費補助金で、平成16年度以前に着工いたしました4事業につきまして予算を計上いたしております。第5款 繰入金は、財政調整基金から75億円の繰り入れを行い、財源対策を図ったところでございます。第6款 繰越金は、前年度と同額の3億円を計上しております。第7款 諸収入は、エネルギー売払収入など、40億9,339万円でございます。第8款 組合債は、清掃工場等の整備にかかる起債見込額171億1,900万円でございます。

次に、右5ページの歳出の主な内容でございます。

第2款 総務費は、本庁職員、再雇用職員の人件費及び本庁管理費並びに監査委員費で44億4,903万6千円、前年度比1.4%の減となっております。第3款 清掃費はごみ焼却費、不燃、粗大ごみ処理費などの清掃費と、清掃工場整備費などの施設整備費で788億1,446万2千円で、8.2%の増となっております。主な増の要因は、中防灰溶解施設建設等に要する施設整備費が大きく増加したものでございます。次の第4款 公債費は、組合債の元利償還金等に関する経費で、72億1,312万9千円、43.5%の大幅増となっております。これは平成14年度に発行いたしました組合債の元金償還が開始することが

主な要因でございます。

次に、6ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為でございます。大田清掃工場汚水処理設備整備事業等、合計7件で、限度額の合計は28億2,600万円となっております。下段の第3表 組合債につきましては、中防灰溶融施設建設事業等に充当するもので、合計15件で限度額の合計は171億1,900万円でございます。

続きまして、議案第8号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金については、当組規約第16条に基づき、分担金の総額を390億178万3千円と定め、各区分担金の算出方法、納付方法等について定めるものでございます。

次の議案第9号及び議案第10号の2件は、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提案いたすものでございます。

2件とも清掃工場の焼却灰溶融のために飛灰搬出設備を整備する工事でございます。

議案第9号 北清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結でございます。

契約金額は5億7,729万円。契約方法は随意契約によるもので、契約の相手方は東京都港区港南2丁目16番5号、三菱重工業株式会社、代表取締役、佃和夫。代理人、東京都港区港南2丁目16番5号、三菱重工業株式会社環境ソリューション部長、安藤博夫でございます。

議案第10号 大田清掃工場第二工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結でございます。

契約金額は6億7,515万円。契約の方法は随意契約によるもので、契約の相手方は大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号、日立造船株式会社、取締役社長、重藤毅直。代理人、東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号、日立造船株式会社東京本社、環境事業本部環境東京営業部長、小木均でございます。

以上がこれらを提案いたしました理由及び内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

押田 まり子議長 ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第14を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 日程第14 報告第1号 専決処分した事件の報告について

押田 まり子議長 本件について、報告理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 報告第1号 専決処分した事件の報告につきまして、ご説明申し上げます。

大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事でございます。

ボイラの水管の取替工事範囲を拡大したことによる契約変更で、22億7,850万円から5,859万円増額し、23億3,709万円に変更いたしました。議決を得た契約の変更について専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

以上でございます。

押田 まり子議長 以上で報告は終わりました。

この際、付託案件の委員会審査のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時32分）

再 開（午後3時02分）

押田 まり子議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例外1

1件を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号外11件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第6までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 追加日程第1 | 議案第1号  | 東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例              |
| 追加日程第2 | 議案第2号  | 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例     |
| 追加日程第3 | 議案第3号  | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例             |
| 追加日程第4 | 議案第4号  | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例         |
| 追加日程第5 | 議案第5号  | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第6 | 議案第11号 | 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約                         |

押田 まり子議長 本案については、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

これより、総務・事業委員長から報告があります。

東村総務・事業委員長。

東村 昭平総務・事業委員長 ただいま議題となりました、議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例から議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約の6議案について、総務・事業委員会を代表して、委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

す。

まず、議案第1号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定ですが、地方公務員法の一部改正により、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を公表することが義務づけられ、その公平性、透明性を高めることを趣旨とするものであります。

次に、議案第2号 常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例ですが、常勤副管理者並びに収入役の給料月額につきましては、現在、各区の厳しい財政状況や、相次ぐ特別職の給与抑制などに鑑み、平成17年3月分まで約3%を引き下げる特例条例を施行中であり、今回この適用期間を平成18年3月分まで延長を図るものであります。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、技能系人事制度の改正に伴い、新たな業務職給料表を制定するものであります。その内容は、現行の1・2級を統合し、新1級とし、新1級職の級に。現行の3級を新2級とし、技能主任職の級に。現行の4級を新3級とし、技能長職の級に。新4級を新設し、統括技能長の級にするものであります。

次に、議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例ですが、平成18年度身分切替となる清掃業務に従事する職員等に適用する勤務条件について、合意内容に沿って条例化を図るものであります。

次に、議案第5号 職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例の一部を改正する条例ですが、地方公務員災害補償法の改正に伴い所要の整備を行うものであります。

次に、議案第11号 清掃協議会規約の一部変更についてですが、これは本年6月の事務所の移転に伴い、規約に定めてある事務所の位置を変更するものであります。

以上、議案第1号から議案第5号及び議案第11号の6議案について、慎重なる審査の結果、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって総務・事業委員会報告を終わります。

押田 まり子議長 ご苦労さまでした。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号及び議案第11号の6議案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第7から追加日程第11までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 7 議案第 6号 平成16年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)

追加日程第 8 議案第 7号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

追加日程第 9 議案第 8号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

追加日程第10 議案第 9号 北清掃工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

追加日程第11 議案第10号 大田清掃工場第二工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結について

押田 まり子議長 本案については、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

これより、財務委員長から報告があります。

松澤財務委員長。

松澤 利行財務委員長 ただいま議題となりました、議案第6号 平成16年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)から議案第10号 大田清掃工場第二工場飛灰搬出設備整備工事請負契約の締結についてまでの5議案について、財務委員会を代表して委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第6号 平成16年度一般会計補正予算(第1号)ですが、当初予算編成後に生じた歳入歳出の過不足を調整するとともに、当組合の計画的な予算執行を確保することを基本とし編成したものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ54億1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ881億500万円、6.5%の増とするものであります。

その主な内容は、国の要請による国庫補助事業の前倒しにかかる予算計上や、国の平成16年度補正予算案の決定による特定資金公共投資事業債の一括償還にかかる予算計上、また、今後の財政運営上の財源対策を図るための財政調整基金への積立を行うほか、繰越明許費、債務負担行為及び組合債の補正などを行うものであります。

次に、議案第7号 平成17年度一般会計予算ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ908億1,600万円、前年度当初予算対比81億2,400万円、9.8%の増であります。増額の主な理由は、足立清掃工場の平年化や大井清掃工場の稼働、中防灰溶融施設の建設、飛灰搬出設備整備工事の進捗、また、平成14年度に起債した組合債の元金償還の開始による公債費の増などによるものであります。平成17年度予算は総額で大きく増加するものでありますが、各区の厳しい財政状況や清掃一組の抜本的改革のあり方の趣旨を踏まえ、安定的な処理体制の確立はもとより、すべての事業及びその実施方法について、新たな事業手法を取り込むなど、見直しを行い、編成した予算となっております。

次に、議案第8号 平成17年度経費分担金についてですが、組合同約第16条に基づき、分担金総額を390億178万3千円とし、各区の分担金の算出方法等についても定めるものであります。これは予算総額が大幅に増加する中で、所要経費の削減や基金の活用により、平準化に努めた結果、前年度比3億800万円余、0.8%の増に抑制しております。

次に、議案第9号及び議案第10号の飛灰搬出設備整備工事請負契約についてですが、北及び大田第二工場に飛灰搬出設備を整備するもので、焼却灰を平成19年度までに全量溶融するため実施している設備整備の一環として順次行っている工事であります。

以上、議案第6号から議案第10号までの5議案について、慎重なる審

査の結果、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって財務委員会報告を終わります。

押田 まり子議長 ご苦労さまでした。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

本案は、財務委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号から議案第 10 号までの 5 議案は財務委員会の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第 12 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 12 運営委員会の閉会中の継続調査について

押田 まり子議長 お諮りいたします。

本件につきましては、議会の運営連絡等に関する事項について、閉会中もなお調査する必要があるので、閉会中の継続調査に付したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、高橋副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋副管理者。

高橋 久二副管理者 第 1 回定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、ご審議の上、いず

れも原案どおり議決を賜り、まことにありがとうございます。本日の議決に基づき、適正に執行していく所存でございます。今後とも何とぞよろしくご指導賜りますよう、お願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

押田 まり子議長 以上をもちまして、平成17年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後3時15分）

---

## 会議録署名議員

議 長 押 田 まり子

議 員 穴 戸 教 男

議 員 山 崎 芳 夫